

委員の継続・解嘱について

1 委員を継続する場合、解嘱となる場合

※（１）～（５）は、設置要綱の号番号による。

（１）統合関係学校の職員

- | | | | |
|---|-------------------------|---|----|
| A | 教職員人事異動により、現在の学校に残留となる方 | ⇒ | 継続 |
| B | 〃 異動または退職となる方 | ⇒ | 解嘱 |

（２）統合関係学校の保護者代表

- | | | | |
|---|----------------------------|---|----|
| A | 子どもが現在の学校で進級し、令和６年度も在籍する方 | ⇒ | 継続 |
| B | 子どもが卒業し、現在の学校に子どもが在籍しなくなる方 | ⇒ | 解嘱 |
| C | 上の子は卒業するが、下の子が在籍するまたは入学する方 | ⇒ | 継続 |

（３）町民公募者

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| A | 継続を希望する方 | ⇒ | 継続 |
| B | 継続を希望しない方 | ⇒ | 解嘱 |

（４）町内の幼稚園・保育園の保護者代表

- | | | | |
|---|----------------------------|---|----|
| A | 子どもが現在の園で進級し、令和６年度も在籍する方 | ⇒ | 継続 |
| B | 子どもが卒業し、現在の園に子どもが在籍しなくなる方 | ⇒ | 解嘱 |
| C | 上の子は卒園するが、下の子が在籍するまたは入園する方 | ⇒ | 継続 |

（５）町議会議員

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| ※ | 議員の任期中である | ⇒ | 継続 |
|---|-----------|---|----|

2 手続きについて○上記でA・Cの方（**継続**の方）

- ・手続きはありません。

○上記で（１）（２）（４）でBに該当した方（**解嘱**の方）

- ・資料ファイルの返却

※第10回会議（3月中～下旬）の終了後に返却するか、欠席の場合は3月31日までに事務局に返却すること。

○上記で（３）でBに該当する方

- ・解嘱願の提出

※日付は第10回会議の日としてください。

※第10回会議当日に御持参いただくか、欠席の場合は事前提出でも構いません。

- ・資料ファイルの返却

※上記のとおり